

シンガポール訪問報告書

平成13年度 海外協力委員会調査団



平成13年度海外協力委員会調査団 シンガポール知的財産権庁（IPOS）にて

目次

- 1．はじめに
- 2．FICPI SEAD プロジェクトおよびシンガポール特許代理人制度について
- 3．シンガポール知的財産権庁訪問
- 4．経済警察訪問
- 5．最高裁訪問
- 6．シンガポール側発表報告

.....

1．はじめに (団長・H13年度副会長 牛木 護)

日本弁理士会が発明協会アジア太平洋工業所有権研修センターより委託されて平成7年以来行ってきた APEC 研修プログラムに参加した帰国研修生のフォローアップを目的とした調査団派遣の意義は今回多少の変更を余儀なくされた。シンガポール特許代理人協会 (Association of Singapore Patent Agents) がまもなく発足するとの情報を得て、祝意を伝える小池会長(当時)のメッセージを準備し、シンガポール訪問中 (2002年3月25日(月)～30日(土))、私より ASPA の初代会長に予定されている Tann 氏にこれを手渡した。

このほか、公式訪問ではシンガポール知財庁(SIPO)、最

高裁判所、検察庁知財部、数件の特許法律事務所を回ったが、いずれも官民とも O A 化が進んでいること、若い婦人の高級官僚、高級幹部がその要職を流暢な英語を駆使して見事にこなしていると実感した。

ASPA は発足前で、私達が知財庁(SIPO)を訪問した3月28日に Patent Agents の国家試験を5名の受験生が挑戦しているとの事であった。ASPA はこの試験合格者と弁護士からの登録者を含めてまもなく発足するので、本会との交流も期待できる。

団員全体の協力の下に初期の成果を上げて帰国することが出来たことは感謝である。

2．FICPI SEAD プロジェクトおよびシンガポール特許代理人制度について (井上義雄)

1. FICPI SEAD プロジェクトについて

FICPI (国際工業所有権代理人連盟)は、1988年以来東南アジア諸国からの希望者相手に SEAD (South East Asian Drafting Course) という主として特許明細書の書き方についてのトレーニングコースをシンガポールにおいて開催して

きている。

FICPI は、TRIPS「加盟国は知的財産権の保護に対する適切な制度を設ける必要がある。これら知的財産制度を国際的に効果的な運用をするために、各国において当該国における知的財産権を獲得し、防御し、かつ助言することにおいて、出願人と特許権者、および一般に産業界を手助けでき、かつ他国の権利に関して当該国の居住者にアドバイスできる well-qualified patent attorney が必要である。」として、特に国内に実務の先輩や蓄積に欠ける東南アジア諸国において、特許実務者を養成するために、このコースをおこなっている。受講者約 30 名は、春秋各 1 週間シンガポールに集まって研修を受け、その間の各 6 ヶ月間は通信教育による実務指導を受ける。講師はカナダ、USA、オーストラリア、ヨーロッパからの FICPI 会員数名のボランティアによっており、費用約 30 万円程である。既に、百名ほどの受講生を送り出しているとのことである。

このコースに対しては EPO、オーストラリア特許庁等が支援しており、昨年 11 月ローマで開催された FICPI オープンフォーラムの際、日本弁理士会に協力要請があった。

2. シンガポールにおける Patent Agent 試験制度の概要

シンガポールは科学技術上の研究開発、特に生命科学と IT についてトッププライオリティをおくと国家経済戦略上位置付けて、知財制度の整備を急ぎ、研究開発の成果である発明を特許にするために特許明細書を起草し特許出願するために Patent Agent をつくりだす必要があると、知財のうち、特に特許について代理人登録制度を定め、既得権者の再登録とともに、本年から新登録制度をスタートさせた。

新制度によれば、(a)シンガポール居住者、(b)大学卒業生または同等の者（但し登録局で認められた者）、(c)規則で定めたコース修了者、(d)規則で定めた試験合格者、および(e)Patent Agent の実務について 1 年間のインターンを終了すること、を要件とし、シンガポール国立大学の法学部では(c)のコースとして 6 ヶ月間の知財法コースを設け、IP 法全般に亘り高度な教育を始めているとのことである。

試験は年 1 回筆記試験で 4 日間に亘って行われる。第 1 回が去る 3 月に行われた、とのことであり、試験内容は、「特許明細書草案の準備」「特許明細書の補正(付与前と付与後)」「シンガポール特許の侵害と有効性」および「シンガポールにおける特許法と特許実務の知識と、実務的内容」である。

3. Patent Agent 試験と SEAD との関係

SEAD と上記試験との間にはなんらのオフィシャルな関係はない。したがって、SEAD を終了しても、上記(c)のコース終了となるものではなく、また試験合格のために制度上有利になるものではない。

上記試験はいわゆる実務試験であるが、そのための研修等は特に行われていない。FICPI の SEAD が唯一のものである。また、シンガポールにおいて、従来はイギリスの輸入特許であったために、特許の実務経験者、または経験事務所はなく、これまで、必要な場合、オーストラリア、アメリカ、イギリス等の専門家に依存していたようであり、従って、SEAD は試験合格のために、またその後の実務能力獲得のためには大いに役立つものと期待されているようである。

3. シンガポール知的財産権庁訪問 (橋谷英俊)

1. シンガポール知的財産権庁 (IPOS: Intellectual Property Office of Singapore) の概要

(1) 2002 年 3 月 28 日 10 時に 51 Brans Basah Road #04-01 Plaza by The Park の真新しいビルに所在する IPOS を訪問した。約 1 年前に政府組織から半官半民の Statutory Board に変わったばかりであり、どのような姿勢で知財関連の行政を行っているかについて興味があった。

ちなみに、IPOS のロゴは P の文字が電球とその中のフィラメントになっており、このフィラメントが創造性を象徴するコブラになっているものを採用している。そして IPOS のキャッチフレーズは Lighting up your Creativity である。

(2) 会議室で対応者の Ms. Chiam Lu Lin (登録局副局長 (Deputy Registrar)) の紹介があった後、IPOS 作成のプロモーションビデオを拝見した。特許、意匠、商標の概要についてわかりやすく解説するものであった。IPOS がシンガポールにおける知財関係のセンターとなるべく、国民への啓蒙、特に模倣防止等について並々ならぬ意欲で取り組んでいることがひしひしと感じられた。

(3) シンガポール知的財産権庁は特許出願の受付と登録は行うが、実際のサーチはオーストラリア、オーストリア特許庁に委託している。これはシンガポールでは、自国民による出願は大変少なく、また、効率化のために特許の審査を自国では行わないこととしたものである。したがって、特許関係の審査官はいない。これに対し、商標関係の審査官は存在する。

(4) また、シンガポール知的財産庁におけるユニークな取り扱いとしては、サーチ機関でどのような否定的な見解

が出ようとも特許出願の後の一定期間経過後に登録することができ点が挙げられる。

(5) IPOS は電子出願にも意欲的に取り組んでおり、商標についてはすでに受付けており、特許についても準備中である。

(6) あらかじめ準備した質問に対し、Ms. Isabel Chng Mui Lin (法律顧問、主席補佐官(Legal Council, Principal Assistant Registrar)) も加わって、お二人より次のような誠意ある回答をいただいた。

2. 質疑応答の要旨

(1) シンガポール知的財産権庁(IPOS)の組織および機能に関しては、総局長の下に登録/法律政策担当副局長と、ビジネスおよび企業の発展担当の副局長がおり、登録/法律政策担当副局長の下に登録グループ(93人(22人の審査官含む))と法律政策/海外関係グループ(法律官僚3人)が属し、ビジネスおよび企業の発展担当の副局長の下にはビジネス発展グループ(12人)および企業発展グループ(18人)が属する。ビジネス発展グループにはIP教育担当部門も属する。

(2) IPOS が約1年前に半官半民の独立行政法人になったことにより、特に予算を庁が独立に立案でき、必要な事業を検討してそれに合わせて予算を立案できるようになった点で変化があった。

また、15人の有識者からなる諮問機関としての Board of Directors が長官直属となり、庁の活動についていろいろなアドバイスを受けることが可能になった。このメンバーは例えば、国立シンガポール大学の教授である。

(3) 公報発行状況については、2種類の公報が発行されており、A公報は青色の表紙で通常毎月発行され、B公報はオレンジ色の表紙で優先日から18ヵ月後に発行される。A公報にはすべての出願の履歴(取り下げ、譲渡等も含む)を掲載されるが、図面は含まれない。したがって、第三者は18月前にも出願人等を知ることができる。B公報には要約と主要な図面が掲載される。

なお、継続中に補正等があり、最終的に登録された内容を知るためには包袋閲覧をすることが有効である。

(4) サーチ依頼先はオーストラリア特許庁、オーストリア特許庁ともほとんど同じ量であり、質もほぼ同じである。サーチ期間は内容の複雑さにもよるが、通常4~5ヵ月でサーチ結果を得ている。

出願人としては、(a)特定国の特許証提出、(b)特定国のサーチレポートおよび引例の提出、(c)28月以内の審査請求

によるオーストラリア、オーストリア特許庁でのサーチ、などいろいろなルートの活用のうち、どれが最適な審査ルートであるかはケースバイケースであり、一概には言えない。

また、日本との間では、FTA(Free Trade Agreement)により日本での審査結果を利用することが可能になり、現実には活用可能な状況にはなっているが、まだ詳細情報を得ていない。

(5) ちょうど前日および当日から特許代理人試験(Patent Agent Certification Examination)が始まり、受験者はわずかに5人であった。このCertificationは意匠、商標を扱う上では適用がなく、これらについてはこのような資格要件も必要ない。

試験の詳細についてはウェブサイトに詳細に掲示してある。受験の条件として大学を卒業し、IPOSが主催するトレーニングコース(明細書のドラフティングを含む)を終了している必要がある。この大学卒業は技術的なバックグラウンドを必要とせず、どの学部でもかまわない。遅ればせながら、完成した発明の明細書を書くことのできる代理人制度を整えつつあるようである。

(6) 出願前に、文献発表、学会発表、出荷、製品展示、他人による発表などで公知になった場合に、シンガポール特許法には、日本特許法のような救済措置、米国特許法のようなgrace periodの規定はなく、ヨーロッパのような考え方をしている。

(7) 我々にとってわかりにくい、特許法34条の規定の趣旨とシンガポール在住の日本人への適用については、該規定は国家の安全のための規定であって、最初にシンガポールに出願し、2ヵ月待って外国に出願するか 国家の安全とは関係ないことを主張して当局の許可を得て2ヵ月より前に外国に出願することのいずれかを必要がある。この規定はシンガポール在住者(Resident)に適用され、したがって日本人出向者にも適用がある。許可を得るのは簡単で、そのフォームもウェブサイトからダウンロードできるので、外国での出願を早急にしたいときには許可申請をすることを勧める。

(8) ビジネスモデル発明の特許性については、シンガポールは基本的にはヨーロッパ特許庁の運用を踏襲しているので、純粋ビジネスモデルについては認めていない。

(9) 強制実施権について、実際の適用事例はない。規定があることでライセンスが促進されている。

(10) 69条によれば、被告が特許権の存在を知らない場合、損害賠償請求できないが、公報発行およびサーチの容易性

が向上すれば、この規定は廃止されるのか、また、この規定が必要ないような調査関係の整備を行っているかという質問に対しては、この規定は侵害者が訴えられたときに、特許権の存在を知らなかったと抗弁したときに、特許権者が特許権の存在を立証する責任があることを言っている。したがって、公報発行が順調であれば問題はないと考えられるとの説明があった。

4．経済警察訪問 (黒川朋也)

シンガポール警察は、1995年に、知的財産権の行使に関する政府の役割を果たすため、知的財産権に関する捜索令状の執行を集中化することを目的とし、IPRBの前身となる知的財産権令状執行部門(IPRWEU)を設立した。その後、知的財産権侵害の取り締まりをより強化すべく、1999年に、犯罪捜査局の特別犯罪部の下に知的財産権部門(IPRB)を設立した。IPRBには、現在、24人の執行官が在籍する。

IPRBの主な任務は、知的財産権侵害に関わる犯罪を防止すること、特にCD等の海賊行為を取り締まり、海賊行為を大規模に行う集団(シンジケート)を撲滅することである。尚、シンガポールでは、特許権侵害、意匠権侵害について刑事罰は規定されていない。

IPRBにおける令状の執行は、「協力型アプローチ」と「警察主導型アプローチ」という2つのアプローチで行われる。「協力型アプローチ」とは、知的財産協会(IPA)の弁護士が捜索令状を求め、この捜索令状に基づいてIPRBが令状を執行するアプローチである。「警察主導型アプローチ」とは、IPAの代表によって著作権侵害の蓋然性が確かめられた場合、警察が捜索令状を求め、この捜索令状に基づいて店舗への踏み込みを行うアプローチである。IPRBは、このようなアプローチにより、毎年、300件余の著作権侵害品の押収及び100件余の商標権侵害品の押収を行っている。これら押収品の総額は、1500万シンガポールドルにも達する。

5．最高裁訪問 (永田美佐)

最高裁判所訪問

(1) 2002年3月28日16:00~17:30にシンガポール最高裁を訪問した。

(2) まずテクノロジーコートルームを見学させてもらい、テクノロジーコートルームで、「テクノロジーコート」及び「EFS(エレクトリックファイリングシステム)」についてのビデオで説明をうける。

テクノロジーコートルームでは、オーディオビジュアルシステムやビデオプロジェクションシステムやテレビ会議

システムが採用されている。

テクノロジーコート内には複数の大きなスクリーンが備えられており、証拠調べや例えば遠方の法定外の証人等との証人尋問が可能になっている。例えば大きなスクリーンに映し出された証拠画像の拡大、縮小、マーキング等を行いながら証拠調べを行うことができるようになっている。

また、判事や検事や弁護士席にはコンピュータが備えられ、証拠の説明に活用したり、「FTS」の利用ができるようになっている。またコート内で自らのノートパソコン等を利用したり、コートルームからオフィス等のシステムとコンタクトをとることも可能になっている。

(3) 次に判事で事務官である女性 Sukumar Karupiah 氏から、再び「テクノロジーコート」や「EFS(エレクトリックファイリングシステム)」についての簡単な説明や、こちらの質問の内容をふまえたシンガポールにおける最高裁判所についての説明を受ける。

シンガポールの司法システムは最高裁判所と他の補助的なコート(subordinate court)で構成されている。最高裁判所は Court of Appeal と High Court からなる。Court of Appeal がシンガポールにおける最終上訴となる。また一般の刑事事件や民事事件では、通常 High Court が初級審となる。なお、民事事件では訴訟額、刑事事件では刑期等によって、High Court か他の補助的なコート(subordinate court)にいくか決定される。

シンガポールには約40人の判事がおり、約半数は女性である。

シンガポールの最高裁判所には約14人の判事がいる。

最高裁判事になるためには国立大学を卒業の学位と約10年ほどの判事経験が必要である。

シンガポールの裁判所が年間扱う訴訟の件数は、年に約2万件程度である。

そのうち IP 訴訟のしめる割合は年に20件前後であり、0.1%にも満たない。また商標等に関する IP 訴訟は比較的多いが、特許等に関する IP 訴訟は少ない。

シンガポールコートには IP 訴訟に関する専門部署はない。将来は IP 訴訟に関する専門部署を設けたい意向がある。

IP 訴訟が提訴される裁判所の種類は訴訟額によって決まり、High Court 又は補助的なコート(subordinate court)の一つの district courts である。

なお、Sukumar Karupiah 氏が当方の質問の内容をふまえた説明をしてくれた点、時間がおしていた点もあり、説明後の質疑応答は特になかった。また IP 訴訟は非常にケースが少ないためか、あまり話題に上がらなかった。

(4)「テクノロジーコート」及び「EFS(エレクトリックファイリングシステム)」等,シンガポールコートは日本よりテクノロジー化やコンピュータ化が進んでいると感じた。また女性の判事も多く,女性の社会進出も日本より進んでいることに感心した。なお,IP 訴訟に関しては非常にケースが少なく,時間がなかったためその理由をより掘り下げて聞けなかったのが残念である。

6. シンガポール側発表報告 (神田藤博)

当調査団と APAA シンガポールグループのジョイントセミナー(3月27日,シンガポールYWCA 講義室)において,シンガポール側から2つのプレゼンテーションがなされた。その要旨は,次の通り。

1. PCT 及び EPC の発展とシンガポールへのインパクト

Mr. Adam Bogsch, APAA, Viering
Jentschure & Partner

(1) PCT 制度の変更

第1章の期限:2002年4月1日から,PCT 第1章の国内段階移行期限が20月から30月に変更され,第2章の国内段階移行期限と同じになる。施行日後に20月が終了する全ての出願に適用される。利点は,国内移行の決定のために30月を使用できる,予備審査機関の作業負担が減少する等である。

(2) EPC 制度の変更

(a) PCT 出願の第1章による EPC 移行期限が21月から31月へ変更され,第2章による EPC 移行期限と同じになる。2002年1月2日以降に21月期限が終了する全 PCT 出願(EPC 指定)に適用される。追加料金を払うことにより翻訳文提出について2月の猶予が与えられる。

(b) 国際予備審査機関としての EPO において,2002年1月3日以後,PCT 出願の自動化(Streamline)審査が継続される。即ち,国際調査結果が予備審査の基礎となり,見解書へ応答しない場合,コンピュータにより国際予備審査報告書が作成される。この場合,国際調査報告書の文献に X 又は Y が含まれると予備審査結果は全クレームが拒絶となり,予備審査料の2/3が返金される。見解書へ応答する場合,肯定的予備審査報告書が発行されない限り,詳細な実体審査になる。シンガポールに移行する PCT 出願については,概して自動化審査を使用しない方が良い。

(c) 2002年7月1日以後ルール51(4):許可しようとする明細書への同意,及びルール51(6)特許料支払い及びクレーム翻訳文の提出が組合わされる。料金支払い及びク

レーム翻訳文の提出が同意の陳述であるとされる。

2. 商標及び特許の訴訟 - シンガポール最新情報

Lau Kok Keng, APAA, Rajah & Tann

(1) 商標訴訟

(a) PLC 対 USPA

PLC: The Polo Lauren Company

USPA: United States Polo Association

USPA は,馬に乗りアップスウィングのポロクラブを持つポロプレーヤー及びその下方に USPA の文字のある商標の登録を求めた。PLC は,馬に乗りダウンスウィングのポロクラブを持つポロプレーヤーの登録商標権者である。PLC は,USPA の登録出願に反対した。PLC のマークは文字を含まない。商標登記所の補助登記官は USPA の登録を許可した。PLC は USPA の登録を無効にする申立てを行った。

シンガポール高等裁判所は,PLC の申立てを棄却した。マークは,もしそれが登録されると実際の混同の危険がある場合に欺瞞する又は混同を起こすと推定される。実際の混同の危険があるかは,通常の注意及び知識を有する多数の人がマークについて混同する可能性があるかどうかについてテストがされ,人については,マークを観察する合理的時間を有し,そして何をしようとするかに注意を払う人とされる。裁判所は,USPA の複合マークと PLC のデバイスマーク - 考慮すべき要因の1つ - との比較において補助登記官は誤っていないとし,USPA のマークは,欺瞞する又は混同を起こすと推定されないとした。その理由は,USPA の衣料が買い物客による試験のため陳列され,サイズ及び製造者が明示され,製品は自分自身の用品店だけで販売され,実際の衣料の試験は「USPA」の語句がその縫い込み形態において極めて明瞭になることが示されたからである。

(b) Grand Am Fashion Enterprise 対 GA Fashion Apparel

Grand Am は NCC と NSC の間の合同会社(partnership)であり,「McBlue」の商標による衣料をカルフルで販売した。「McBlue」は,NCC 及び NSC の名義で商標登録された。1998年 NSC は破産し,Grand Am は NCC の単独所有となった。NSC はカルフルに対して Grand Am に代えて GA(GA Fashion Apparel)が「McBlue」の商標による衣料を供給すると知らせた。Grand Am は GA を訴えた。「McBlue」の商標の所有権が争われ,NCC は,NSC が「McBlue」の所有権を含めて事業を NCC へ移したか又は例え所有権が移っていなくても Grand Am のためにのみ使用できると主張した。

裁判所は、「McBlue」は合同会社の財産であり、別々にマークを使用する者は共有者として登録することはできない、と判断した。NSCの持分が雇用の継続及びSG\$91Kで移転する合意が成立した。

(c) Nippon Paint (SG) Co Pte Ltd. 対 ICI Paint (SG) Pte Ltd.

Nippon Paint (Nippon Paint (SG) Co Pte Ltd.) は、Nippon Paint の「3 in 1」マークを付けて市販された塗料の代わりに「ICI Dulux Supreme 3 in 1」を通用させた/通用させようと試みた/通用させた他人を支援したとして ICI (ICI Paint (SG) Pte Ltd.) を訴えた。高等裁判所は、Nippon Paint の訴えを棄却した。

(2) 特許訴訟

(a) Ng Kok Cheng 対 Chua Say Tiong

P(Duro lock 特許の特許権者)はD(ほぼ同一のCastle lock の販売者)を特許侵害で訴えた。Dは、進歩性の欠如及び不十分な開示のため特許は無効であると反論した。裁判所は、特許は有効であり Castle lock は Duro lock 特許のクレーム 1 を侵害すると判断した。

(b) Bean Innovaions Pte Ltd. 対 Flexon (Pte) Ltd.

Bean (Bean Innovaions Pte Ltd.) は、個々の郵便箱の中央ロック装置を備える郵便箱組立体の特許権者且つ独占的实施権者である。Flexon (Flexon (Pte) Ltd.) は中央ロック装置を備える郵便箱の設計者且つ製造者である。Flexon はシンガポールの多数の家屋へ郵便箱を供給し設

置してきた。Bean は弁護士を通じて Flexon へその郵便箱が特許侵害である旨のレターを送った。Flexon は根拠のない侵害の脅しであるとして Bean に反対する手続きを始めた。控訴裁判所は Bean の訴えを棄却した。Flexon の郵便箱組立体は Bean の特許を侵害しない。なぜなら 2 つの発明の間には明瞭な差異があるからである。Bean はクレームの全部の本質的要件が Flexon の発明品に存在することの証明に失敗した。

(3) 特許侵害を支配する規則の改正

2001 年 12 月 15 日以後に始まる手続きに適用される。原告は申立て理由と共に侵害の詳細を、特許のどのクレームが侵害されたと疑われるかを示して提出しなければならない。特許の有効性を争う被告は、申立て理由の交付から 14 日以内に有効性を争う意志を予め告知した場合、異議の詳細と共に反論を提出するため、申立て理由の交付から 42 日の延長日を与えられる。異議の詳細は、無効性の根拠の十分な細部を含まねばならない。ある種の文書はディスカバリから免除される。実験的証明により事実の確定を望む一方の当事者は、ディスカバリから 21 日以内に他方の当事者へ確定されるべき事実及び提案する実験の十分な細部について告知しなければならない。他方の当事者は 21 日以内に事実を認めるかどうかについて 21 日以内に告知しなければならない。他方の当事者が事実を認めない場合、一方の当事者は、実験を進めるための指令を申請することができる。

(原稿受領 2002.7.15)